

EAST Jr. F.C. 規約

- クラブの名称 第 1 条 本クラブは、EAST Jr F.C. (イースト・ジュニア・フットボール・クラブ)とします。
- 設立年月日 第 2 条 本クラブの設立は、1993 年 3 月 11 日とします。
- 本拠地 第 3 条 (1) 本クラブの主たる練習場所は東小学校校庭とします。
- (2) その他、本クラブのコーチ会議の決定により随時練習場所の使用を検討します。
- 目的 第 4 条 本クラブは、地域の幼稚園児・保育園児・小学生のために、サッカーをプレイする 楽しさと、その方法を知って頂くことを目的とします。
- 指導日時 第 5 条 本クラブの練習日時は東小学校校庭の開放日とし、浦安市市民スポーツ課・教育 委員会の許諾を得た日時とします但し、本クラブ・学年ごとのスケジュールに従うものとします。
- ① 日曜日・祝祭日：東小学校 4 月～10 月 15 時～17 時 11 月～3 月 14 時～17 時
- ② 第 2、第 4 土曜日：東小学校 4 月～3 月 13 時～17 時 入部資格
- 第 6 条 (1) 本クラブの入部資格は、浦安市内または他の地域の小学 6 年生以下を対象とします。
- (2) 保護者が、本クラブ入部に同意した者とします。
- クラブ会費 第 7 条 本クラブ会費は、別に定める月額を単位として 4 月・7 月・10 月・1 月時に 3 ケ月分を一括で納入するものとします。
- 退部・休部 第 8 条 退部・休部・遅刻
- (1) 退部または 1 カ月以上休部する者は本人もしくは保護者がその旨届け出するものとします。
- (2) 1 カ月以上無断休部する者は、退部したものとみなします。
- (3) 休部または遅刻する者は、その理由を明らかにすることとします。
- 除名 第 9 条 本クラブの規約に違反、クラブの一員としてふさわしくないとコーチが判断した者はコーチ会議に諮り除名するものとします。
- マナー 第 10 条 (保護者の関与とマナー)
- (1) チーム運営への理解と協力
- 保護者は、チームの指導方針・活動目的・運営方針を理解し、円滑な活動に協力するものとします。
- (2) 指導への不当な干渉の禁止
- コーチ・スタッフの指導内容・起用方針・ポジション決定などに対し、不当な干渉・要求・強要を行わないものとします。
- ※特に下記のような行為は禁止します。
- 特定選手（自分の子含む）の出場時間に対する執拗な抗議
 - 指導方法への過度なクレーム
 - 他の選手・保護者に対する誹謗中傷や差別的発言
- (3) スタッフ・関係者へのハラスメント行為の禁止
- 以下のようなカスタマーハラスメント行為は禁止します。
- 高圧的・威圧的な言動
 - 長時間にわたるクレームや無理な要求
 - チーム運営を妨げる一方的な SNS 投稿などの情報拡散
 - プライベートへの不当な接触や干渉
- (4) 違反時の対応
- 上記に反する行為が認められた場合、以下の措置を取ることがあります。
- 口頭または文書による注意・警告

- 一定期間のチーム活動参加停止
- 重大な場合、保護者および該当選手の退会処分

(5) 建設的な意見交換について

建設的かつ冷静な意見や要望は歓迎されます。必要に応じて面談や説明会を設け、保護者と共により良いチームづくりを目指します。

保険加入 第 11 条 本クラブ員は、クラブが指定する団体スポーツ保険に加入するものとします。

クラブの責任 第 12 条 本クラブは、クラブ員の練習および試合、またはその行き帰りに発生する、重大なけがや事故に伴う損害賠償の責任については、各クラブ員が加入する団体スポーツ保険の保証範囲内とし、その範囲を超えた損害賠償責任は一切負わないものとします。コーチ会議 第 12 条 本クラブは、原則として毎月一回コーチング・スタッフによるコーチ会議を設けるものとします。付則 第 13 条 この規約は、本クラブ発展のために条項に変更の必要が生じた場合は、適宜コーチ会議に諮りこれを決定するものとします。

改定履歴 1993 年 3 月 11 日 新規制定

2017 年 3 月 26 日 第 3 条の「少年サッカー場・高洲サッカー場」から「練習場所」に修正 第 5 条の「本クラブ・学年ごとのが毎月配布する練習計画、および変更時の電話連絡等によるスケジュール」から「本クラブ・学年ごとのスケジュール」に修正

2025 年 6 月 16 日 第 10 条「マナー」についてハラスメント等における規約を追加。

上記、コーチ会議承認